

暴風警報、特別警報発令に伴う臨時休園について

京都市を含む地域に暴風警報(暴風雪警報を含む)、および特別警報、が発令された場合休園になります。

(各種注意報や暴風警報・特別警報以外の警報は該当しない)

また、以下の場合も休園になります

- ・土砂災害警戒判定メッシュ情報のレベルに達した時
- ・土砂災害警戒情報が発表された時
- ・記録的短時間大雨情報が発表された時
- ・洪水警報が発令され、山科川の水位が避難判断水位を超過した時

警報が、午前7時30分以前に発令された場合・・・自宅待機とします

警報が、午前7時30分以降(保育時間中)に発令された場合

・・・すぐにお迎えをお願いします

※ 気象情報に十分に注意していただき、警報が発令されたらすぐにお迎えをお願いします。お迎えが遅い場合は、園から連絡を入れますので、必ず連絡がつくようにしておいて下さい。

午前7時30分以前に発令された警報が、途中で解除された場合

- ・9時30分までに警報が解除された場合
・・・その時刻以降、通常保育をします
- ・11時までに警報が解除された場合
・・・その時刻以降、通常保育をしますが
お弁当を持参して下さい
- ・11時以降に警報が解除された場合・・・休園とします

※ 避難勧告・避難指示が出た場合、広域避難場所は京都教育大学附属高等学校になっていますが、避難が危険であると判断された場合は、園で待機します。

なお、この取り扱いは、一応の基準であり、周囲の状況に応じて、園長の判断で臨機応変な措置をとる場合があります。